

件 名	キッズドクターについて
受付日	令和7年7月 11 日
ご意見・ご提案 の概要	子どものオンライン診療アプリのキッズドクターを利用しようとした際に、岐阜県では利用後に還付の手続きが必要なため、還付の手続きを不要にできないか。
県の考え方	岐阜県では、福祉医療対象者の方が県内で医療機関を受診した場合のみ、自己負担分を支払う必要がない制度となっており、県外で医療機関を受診した場合は、還付の手続きが必要となる（償還払い）制度となっています。オンライン受診の場合も県外での受診扱いとなるため、現在は還付の手続きが必要になっています。
担当課	健康福祉部 国民健康保険課